

安全運転管理者の設置とアルコール検知器の運用について

■ 安全運転管理者制度

1 安全運転管理者制度とは

一定台数以上の自動車を使用する事業所において、事業主や安全運転管理者の責任を明確にし、道路交通法令の遵守や交通事故の防止を図るため道路交通法に定められた制度である。

2 安全運転管理者等の選任

次に該当する事業所は、道路交通法により、以下の要件を満たす安全運転管理者、副安全運転管理者を選任して公安委員会に届け出なければならない(道交法第 74 条の 3 第 1 項、第 4 項)。

安全運転管理者や副安全運転管理者を選任しなかった場合は 5 万円以下の罰金となっている。

(1) 安全運転管理者

自動車 5 台以上(乗車定員 11 名以上のもは 1 台以上)を使用している事業所(自動車使用の本拠ごと)。ミニカーは普通自動車である。自動二輪車(50cc を超えるもの)は 1 台を 0.5 台として計算する。自動車運転代行業者は台数に関係なく営業所(自動車使用の本拠)ごとに 1 人。

(2) 副安全運転管理者

自動車 20 台以上を使用している事業所で、20 台ごとに 1 人。自動二輪車は 1 台を 0.5 台として計算する。自動車運転代行業者は随伴用自動車 10 台ごとに 1 人。

(3) よくある質問(警視庁ホームページ等から)

Q1 当社の場合、1 人の営業所長が A 営業所と B 営業所あるいは C 営業所の所長を兼務しています。1 人の営業所長が「安全運転管理者」を兼務することは可能でしょうか？

A1 兼務できません。道交法第 74 条の 3 で「自動車の使用の本拠ごとに選任する」ことになっています。適正な安全運転管理業務を行うためにも、それぞれの営業所において安全運転管理者等を選任する必要があります。

Q2 「安全運転管理者」に選任できるのはその会社の社員でなければだめなのでしょうか？ 当社の場合、営業所に常駐する宅配業務委託契約者がいますが・・・。

A2 「安全運転管理者」の要件は府令第 9 条の 9 に規定されています。一例をあげれば「20 歳以上、自動車の運転の管理に関し 2 年以上の実務経験を有する者」などとなっています。社員でなければならないという要件はありません。

Q3 「安全運転管理者等」の法定講習について教えてください。また、仕事で講習に行けないときは代理受講ができますか？

A3 「安全運転管理者等」に選任されますと、年に 1 回安全運転管理者等に関する講習の通知書が郵送されます。受講料は非課税で、安全運転管理者 4,500 円、副安全運転管理者 3,000 円です。代理受講はできません。

Q4 業務に使用せず、通勤のみに使用されているマイカーを管理する場合も「安全運転管理者等」を選任しなければなりませんか？ また、業務に使う場合は、リース車両やマイカーも含まれますか？

A4 業務に使用せず、個人が所有・管理しており、通勤のみに使用している車両であれば「安全運転管理者等」を選任する必要はありません。車両を使用して業務を行う場合は、車両の名義に関係なく、例えばリース車両やマイカーであっても「安全運転管理者等」を選任する必要があります。

Q5 道路運送法による「運行管理者」がいる場合でも「安全運転管理者」を選任しなければなりませんか？

A5 選任の必要はありません。事業用自動車を使用する事業所は、道路運送法によって「運行管理者」が選任されることから、「安全運転管理者」を選任しなくてもよいことになっています。ただし、交通安全への取り組みのため運行管理者のほかに安全運転管理者を選任することを妨げるものではありません。

■ 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について(通達)」(警察庁丁交企発第 412 号、丁交指発第 116 号、令和 3 年 11 月 10 日)

この通達は、警察庁交通局交通企画課長・交通指導課長連名で警視庁交通部長及び各道府県警察本部長あてに出されたものである。本文中「改正府令」とは令和 3 年 11 月 10 日に交付された「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」(令和 3 年内閣府令第 68 号)をいう。

第1 趣旨

令和 3 年 6 月 28 日に千葉県八街市で発生した飲酒運転死亡事故を受け、同年 8 月 4 日に「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」が出され、「安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図るとともに、乗車前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の促進等安全運転管理者業務の内容の充実を図る」こととされた。

第2 内容

1 道路交通法施行規則の一部改正

安全運転管理者の業務として次の業務を新たに定めることとした(府令第 9 条の 10 関係)。

(1) 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存(令和 4 年 4 月 1 日施行)

ア 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること(第 6 号)。

イ アの確認の内容を記録し、当該記録を 1 年間保存すること(第 7 号)。

(2) アルコール検知器の使用等(令和 4 年 10 月 1 日施行)

ア (1)アの確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと(第 6 号)。

イ アルコール検知器を常時有効に保持すること(第 7 号)。

2 道路交通法施行規則第 9 条の 10 第 6 号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める国家公安委員会告示

1(2)アの国家公安委員会が定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものとする事とした。

第3 留意事項

1 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認

(1) 業務の開始前後の運転者に対する確認

府令第 9 条の 10 第 6 号に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」における「運転」とは、一連の業務としての運転をいうことから、同号に定める酒気帯びの有無の確認(以下「酒気帯び確認」という)は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りる。

(2) 目視等及びアルコール検知器による酒気帯び確認の方法

「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合など対面での確認が

困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば運転者に携帯型アルコール検知器を携帯させるなどした上で、

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

等の対面による確認と同視できるような方法が含まれる。

(3) アルコール検知器の性能等

アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとする。

また、アルコール検知器は、アルコールを検知して原動機が指導できないようにする機能を有するものを含む。

(4) 他の自動車の使用の本拠における確認

同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所(以下「他の事業所」という)において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯び確認を行ったものとして取り扱うことができる。

(5) 安全運転管理者以外の者による確認

安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に酒気帯び確認を行わせることは差支えない。

2 酒気帯び確認の内容の記録について

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録すること。なお、(5)アの事項の記録は同年10月1日からそれぞれ行うこと。

- (1) 確認者名
- (2) 運転者
- (3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号・番号等
- (4) 確認の日時
- (5) 確認の方法
 - ア アルコール検知器の使用の有無
 - イ 対面でない場合は具体的方法
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項

3 アルコール検知器を常時有効に保持することについて

「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守す

るとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

4 アルコール検知器の使用に関する事業者への働きかけ

改正府令中のアルコール検知器の使用に係る規定の施行日は令和4年10月1日であるが、より多くの事業所において早期にアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が行われることとなるよう、施行日前においても、安全運転管理者講習等の機会を通じて、事業者に対しアルコール検知器を用いた酒気帯び確認の積極的な実施を促すこと。

5 違反行為の検挙を契機とした安全運転管理者の選任の有無の確認等

業務中の飲酒運転等を検挙した場合には、その背後責任について徹底した捜査を行い、安全運転管理者の選任の有無やその業務の実施状況について確認を行うこと。

その際、安全運転管理者等に対して飲酒運転の防止を図るための措置の実施状況について報告を求めるなど、飲酒運転の根絶に向けた事業者による積極的な取組を促すための措置を講ずること。

■ 「アルコール検知器導入義務化決定！」安全運転管理者選任事業者が準備すべきアルコール検知器とは？

以下は令和3年12月22日(水)14:00~14:30の間に行われた「テレコム Web セミナー」の要旨である。文中「ALC」とあるは「アルコール検知器」を指す。

1 安全運転管理者選任事業所向け ALC 導入基準とは

(1) アルコールチェック対象事業者

道交法で安全運転管理者選任事業所として規定されている企業や団体。

(2) 安全運転管理者の義務

運転の前後に目視及び ALC を使用して酒気帯びの有無を確認。目視及び ALC による確認の記録をデジタルデータや日誌等で1年間保存(セルフチェックや事後報告はダメ)。登録番号は、ナンバープレートと照合できれば、例えば「1号車」と書くことができる。正常に機能する ALC を常備。

2 ALC の種類

(1) 機器タイプ

- ・**携帯型**:アマゾンで3千円くらいから。
- ・**据置型**:10万円台。
- ・**高機能型**:ソフトにより一元管理が可能。

タイプ	特徴
携帯型	<ul style="list-style-type: none">● 小型● 持ち運びが簡単● 長距離ドライバー、直行直帰が多い方が多く使用している● 据置型と比べて安い製品が多い● 保存方法は、機種によってさまざま(本体表示のみ、本体記録、記録データ送信など)
据置型	<ul style="list-style-type: none">● 持ち運びは難しい● 業務用のものが多い● 人数が多い企業へおすすめ● モバイル型より高額な製品が多い● 飲酒チェック以外の機能がつけられている製品もある(例：免許有効期限の管理など)
高機能型	<ul style="list-style-type: none">● 大人数、複数拠点の一括管理可能● 記録簿の自動作成機能(測定から記録まで自動)● 遠隔での飲酒チェックができる(PCカメラと連携しているものもある)● 他製品との拡張可能(血圧計など)

運用方法に合わせて導入機種を選定することができる

(2) 測定方法

アルコール検知器の種類②：測定方法

タイプ	特徴
吹きかけ式	● 機器本体に直接吹きかける ● 専用のマウスピースは不要
吹込み式(ストロー)	● 呼気のみがセンサー内に入るので高い精度での測定が可能。
吹込み式(専用マウスピース)	● 呼気のみがセンサー内に入るので高い精度での測定が可能。 ● 機器専用のものなので、機器にあったストローの太さや長さから安定した呼気量での測定が可能。

今回の義務化では特に測定方法の指定はないが、
航空や鉄道ではアルコール検知器の測定方法を**吹込み式のもの**と
指定している業界もある

(3) センサー方式

アルコール検知器の種類③：センサー方式

種別	メリット	デメリット
半導体式	素早い応答性 価格が安い	環境の影響を受けやすい アルコール以外のガスにも反応する
燃料電池式 (電気化学式)	精度が高い 高耐久 外的影響を受けにくい	価格が高い 反応時間が長く、測定に時間がかかる メンテナンスコストが高い

現在のところ
アルコール検知器選定基準の細かい規定は**ありません！！**
※酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるもの
弊社では**燃料電池式**のアルコール検知器を推奨

燃料電池式(電気化学式)は4~5万円から。テレコム社としてはこの方式を勧める。毎日の測定に向いている。事業所に20人いたと仮定して1日2回チェック、月に22日業務を行うと、 $20 \times 2 \times 22 = 880$ で1ヵ月80回、年間10,560回になる。耐久性が考慮されていない簡易型は不安。

2 Q&A

Q1 安全運転管理者選任事業所でレンタカーを業務利用する場合、飲酒チェックをする必要がありますか？

A1 あります。

Q2 スマホ連動で測定結果を管理者に自動で送信できる ALC(写真右) がありますが、これは認められるでしょうか？

A2 現時点で警察庁が了解しているかどうかは不明です。

Q3 記録の保存方法にはどのようなものがあるでしょうか？

A3 次の四つが考えられます。

- ① 数値表示のみの場合は記録簿を用意し手書き記入(○×のみ、数値なしでもよい)。
- ② Excelに入力(上記同様、管理者の手間がかかる)。
- ③ 紙印字機能で用紙のみ保存(日時、氏名、数値が自動印字出力される)。
- ④ パソコンにデータを転送しクラウドに保存する。



3 「飲酒チェック管理表」の記載例

テレコム社としてはしっかりと証拠を残すためにもチェックの有無だけでなく、測定結果が残るものを勧めるという説明があった。

会社名 **株式会社 テレコム 港北NT本店** 2021年12月22日(水) 天候 晴れ

乗車前飲酒チェック						乗車後飲酒チェック					
運転者名 車両番号	確認時間	確認方法	アルコール検知器の使用の有無	酒飲みの有無	確認者 その他必要な指示事項	運転者名 車両番号	確認時間	確認方法	アルコール検知器の使用の有無	酒飲みの有無	確認者 その他必要な指示事項
岡迫 1号車	7:00	対面 TEL ()	有 無	有 無	岩佐 ヤマト 車間距離 確保	岡迫 1号車	18:00	対面 TEL ()	有 無	有 無	岩佐
小池 h1234	8:00	対面 TEL ()	有 無	有 無	岩佐	小池 h1234	17:05	対面 TEL ()	有 無	有 無	岩佐
深田 ①	8:30	対面 TEL ()	有 無	有 無	岩佐 お客様との電話 履歴を 見ました	深田 ①	18:15	対面 TEL ()	有 無	有 無	岩佐
:	:	対面 TEL ()	有 無	有 無		:	:	対面 TEL ()	有 無	有 無	
:	:	対面 TEL ()	有 無	有 無		:	:	対面 TEL ()	有 無	有 無	
:	:	対面 TEL ()	有 無	有 無		:	:	対面 TEL ()	有 無	有 無	
:	:	対面 TEL ()	有 無	有 無		:	:	対面 TEL ()	有 無	有 無	
:	:	対面 TEL ()	有 無	有 無		:	:	対面 TEL ()	有 無	有 無	
:	:	対面 TEL ()	有 無	有 無		:	:	対面 TEL ()	有 無	有 無	

株式会社 テレコム TEL 0120-619-299 アルコール検知器・業務用無線機・車載機(EMS機器)のことならお任せください!! <https://www.telcom-net.co.jp/>

以上